



2024年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2024年5月13日

上場会社名 株式会社サンセイラディック 上場取引所 東
 コード番号 3277 URL <https://www.sansei-l.co.jp>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 松崎 隆司
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理本部長兼経理部長 (氏名) 三浦 玄如 (TEL) 03-5252-7511
 四半期報告書提出予定日 2024年5月13日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2024年12月期第1四半期の連結業績(2024年1月1日~2024年3月31日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年12月期第1四半期	7,206	11.1	570	△49.0	492	△52.9	328	△52.0
2023年12月期第1四半期	6,486	45.9	1,118	150.0	1,045	151.6	683	82.2

(注) 包括利益 2024年12月期第1四半期 328百万円(△52.0%) 2023年12月期第1四半期 683百万円(82.2%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2024年12月期第1四半期	39.82	—
2023年12月期第1四半期	83.48	83.32

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2024年12月期第1四半期	30,487	12,133	39.8
2023年12月期	30,976	12,076	39.0

(参考) 自己資本 2024年12月期第1四半期 12,133百万円 2023年12月期 12,076百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2023年12月期	—	0.00	—	33.00	33.00
2024年12月期	—	—	—	—	—
2024年12月期(予想)	—	15.00	—	25.00	40.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2024年12月期の連結業績予想(2024年1月1日~2024年12月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	11,700	△2.3	1,000	△39.6	830	△41.7	550	△41.4	66.74
通期	23,700	1.9	1,800	△16.5	1,500	△15.0	1,000	△15.5	121.35

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
 - ② ①以外の会計方針の変更 : 無
 - ③ 会計上の見積りの変更 : 無
 - ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2024年12月期 1 Q	8,584,900株	2023年12月期	8,584,900株
② 期末自己株式数	2024年12月期 1 Q	343,992株	2023年12月期	343,992株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2024年12月期 1 Q	8,240,908株	2023年12月期 1 Q	8,190,985株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、四半期決算短信（添付資料）3ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
第1四半期連結累計期間	6
四半期連結包括利益計算書	7
第1四半期連結累計期間	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	8
(セグメント情報等)	8
(重要な後発事象)	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高7,206百万円（前年同期比11.1%増）となり、営業利益570百万円（前年同期比49.0%減）、経常利益492百万円（前年同期比52.9%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益328百万円（前年同期比52.0%減）となりました。

当第1四半期連結累計期間における販売実績及び仕入実績は次のとおりであります。

① 販売実績

区分	件数	前年同期比(%)	売上高(百万円)	前年同期比(%)
底地	77	△23.8	2,120	△21.7
居抜き	29	+26.1	4,891	+37.0
所有権	3	△25.0	93	△7.7
その他の不動産販売事業	—	—	101	△4.9
合計	109	△14.8	7,206	+11.1

(注) 1. 「件数」については、売買契約の件数を記載しております。

2. 底地・居抜き・所有権の「区分」については、仕入時の区分により記載しております。仕入後に権利調整により底地から所有権に変わった区画等に関しては、仕入時の区分に基づき底地に含めて記載しております。また、底地・居抜き・所有権が混在する物件については、底地を含む物件は「底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「居抜き」に含めて記載しております。

3. 「その他の不動産販売事業」は、地代家賃収入、仲介手数料による収入、業務受託手数料収入等であります。

販売におきましては、居抜きの販売が増加したことにより、売上高は前年同期比で増加いたしました。

② 仕入実績

区分	区画数	前年同期比(%)	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
底地	43	△62.3	1,005	△71.2
居抜き	14	△26.3	2,040	+40.2
所有権	2	△33.3	306	+152.7
合計	59	△56.6	3,352	△33.8

(注) 1. 「区画数」については、底地の場合は借地権者の人数など、物件の仕入時に想定される販売区画の数量を記載しております。

2. 底地・居抜き・所有権が混在する物件の「区分」については、底地を含む物件は「底地」に、居抜きと所有権のみが混在する物件は「居抜き」に含めて記載しております。

仕入におきましては、底地の仕入が減少したことにより、仕入高は前年同期比で減少いたしました。

(2) 財政状態に関する説明

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ1,348百万円減少し、28,172百万円となりました。これは、主に現金及び預金の増加709百万円、販売用不動産の減少2,162百万円によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ859百万円増加し、2,314百万円となりました。これは、主に有形固定資産の増加841百万円によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ351百万円減少し、15,394百万円となりました。これは、主に短期借入金の増加464百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少315百万円、未払法人税等の減少418百万円によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ193百万円減少し、2,959百万円となりました。これは、主に長期借入金の減少240百万円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比べ56百万円増加し、12,133百万円となりました。これは、利益剰余金の増加56百万円によるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2024年2月14日に発表した業績予想につきましては、現在のところ変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,770,124	4,479,208
売掛金	19,078	27,304
販売用不動産	25,365,004	23,202,336
貯蔵品	3,162	4,011
その他	370,157	464,387
貸倒引当金	△5,974	△4,268
流動資産合計	29,521,554	28,172,980
固定資産		
有形固定資産		
賃貸不動産	323,795	1,142,861
減価償却累計額	△99,173	△102,023
賃貸不動産(純額)	224,621	1,040,838
その他	291,179	316,635
有形固定資産合計	515,800	1,357,473
無形固定資産	48,188	54,548
投資その他の資産		
その他	892,001	903,425
貸倒引当金	△1,121	△1,121
投資その他の資産合計	890,880	902,303
固定資産合計	1,454,869	2,314,326
資産合計	30,976,423	30,487,306
負債の部		
流動負債		
買掛金	238,714	210,793
短期借入金	11,309,980	11,774,197
1年内返済予定の長期借入金	2,663,440	2,347,600
未払法人税等	595,003	176,937
契約負債	200,230	112,690
賞与引当金	—	117,499
損害補償損失引当金	42,666	42,666
その他	696,022	612,019
流動負債合計	15,746,057	15,394,403
固定負債		
長期借入金	2,905,430	2,665,160
その他	248,000	294,631
固定負債合計	3,153,430	2,959,791
負債合計	18,899,488	18,354,195

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	860,878	860,878
資本剰余金	824,694	824,694
利益剰余金	10,663,565	10,719,741
自己株式	△272,203	△272,203
株主資本合計	12,076,934	12,133,110
純資産合計	12,076,934	12,133,110
負債純資産合計	30,976,423	30,487,306

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
売上高	6,486,494	7,206,614
売上原価	4,320,300	5,520,915
売上総利益	2,166,194	1,685,699
販売費及び一般管理費	1,048,169	1,115,143
営業利益	1,118,024	570,556
営業外収益		
受取利息	24	23
業務受託料	4,255	5,781
その他	3,942	4,649
営業外収益合計	8,222	10,453
営業外費用		
支払利息	66,097	70,010
支払手数料	12,798	2,750
事務所移転費用	—	11,810
その他	1,747	3,465
営業外費用合計	80,643	88,037
経常利益	1,045,604	492,972
税金等調整前四半期純利益	1,045,604	492,972
法人税等	361,843	164,846
四半期純利益	683,760	328,125
親会社株主に帰属する四半期純利益	683,760	328,125

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
四半期純利益	683,760	328,125
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
四半期包括利益	683,760	328,125
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	683,760	328,125
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

① 簡便な会計処理

・繰延税金資産の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックスプランニングを利用する方法によっております。

・棚卸資産の評価方法

棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

② 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

・税金費用の計算方法

税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、不動産販売事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2024年4月12日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年5月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 17,600株
(3) 処分価額	1株につき1,103円
(4) 処分総額	19,412,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。)4名 17,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年3月29日開催の第41回定時株主総会において当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入した譲渡制限付株式報酬制度(具体的には、当社の取締役〔社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。〕に対して、譲渡制限付株式の付与のために、支給する金銭債権を5事業年度の初年度に、5事業年度にわたる職務執行の対価として一括して支給し、その総額は1億円以内、また、新たに発行又は処分する当社の普通株式〔以下「本株式」といいます。〕の総数は、年14万株以内〔実質的には1事業年度につき2千万円以内での金銭債権の支給に相当し、これによりは発行又は処分する本株式は2万8千株以内の交付になる〕とし、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付割当契約により割当を受けた本株式の払込期日より3年間から5年間ま

での間で当社の取締役会が予め定める期間」とする制度)を、2022年3月4日開催の取締役会において、対象取締役に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有、より長期的に株式を保有させることを目的とし、改定することを決議しました。そして、2022年3月29日開催の第46回定時株主総会において、改定後の譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額5千万円以内の金銭債権を支給し、年4万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から50年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、対象取締役に当社普通株式を割り当てるために行うものです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年5月10日～2074年5月10日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により喪失した場合には、対象取締役の当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該喪失時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役の当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会

社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」(以下「本制度」といいます。)に基づき、下記のとおり、サンセイ従業員持株会(以下「本持株会」といいます。)を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年8月9日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株(注)
(3) 処分価額	1株につき1,040円
(4) 処分総額	20,800,000円(注)
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による(サンセイ従業員持株会 20,000株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員(正社員及び契約社員)200名に対して、それぞれ当社普通株式100株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)の数(最大200名)に応じて確定します。具体的には、上記(5)に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権104,000円を支給し、各対象従業員は当該債権を本持株会に抛出し、本持株会は、抛出された当該債権を払込みにあてるものとし、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に100株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、本持株会に加入する当社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生を増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的として本制度を導入することを決議しました。

本自己株式処分は、本制度に基づき、本持株会に当社普通株式を割り当てるために行うものです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年8月9日(以下「本処分期日」という。)から各対象従業員が本持株会の会員資格を有する当社の使用人の地位を退職する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が2024年7月1日から2025年6月30日までの期間(以下「本権利確定期間」という。)中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中(ただし、本権利確定期間中を除く。)に、死亡、定年、その他当社が正当と認める事由(当社の都合による場合〔対象従業員が早期退職制度により当社を退職する場合を含むが、懲戒

解雇等により当社を退職する場合は含まれない。以下同じ。] や、病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。) により、本持株会を退会する場合(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。) には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日(会員資格を喪失した場合には会員資格を喪失した日〔死亡による退会の場合には死亡した日〕)とし、以下「退会申請受付日」という。) における対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

対象従業員が、本権利確定期間中に、当社の都合により本持株会を退会(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。) する場合には、当社は、退会申請受付日において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

対象従業員が、本権利確定期間中に、死亡、定年、その他当社が正当と認める事由(病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。) により、本持株会を退会する場合(会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。) には、当社は、本持株会が当該対象従業員の退会申請受付日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた本割当株式の数に、2024年7月から退会申請受付日の翌日を含む月の前月までの月数を本権利確定期間に係る月数12で除した結果得られる数を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。) について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、本権利確定期間中に、本持株会を退会した場合(ただし、対象従業員の退会が死亡、定年、その他当社が正当と認める事由〔病気や介護等のやむを得ない事由に基づき対象従業員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合及び当社の都合による場合を含むが、対象従業員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。〕による場合を除く。) その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分について、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、対象従業員の有するそれ以外の会員持分(以下「通常持分」という。) と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。